

土砂災害防止法に基づく区域指定について

大阪府 都市整備部

河川室 ダム砂防課

土砂災害防止法※に基づく区域指定

- 土砂災害防止法の成り立ち
- 区域指定による効果
- 大阪府における区域指定までの手続きの流れ
- 土砂災害防止法に基づく国・府・市町村の役割
- 区域指定基準（土石流）
- 区域指定基準（急傾斜）
- 全国及び大阪府での区域指定状況
- 大阪府での区域指定推移
- 大阪府での区域指定状況
- 基礎調査実施及び区域指定状況
- 土砂災害特別警戒区域への支援制度
- 今後の区域指定方針（案）

※正式名称

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

土砂災害防止法の成り立ち

背景

平成11年6月29日 広島豪雨

平成11年6月29日、広島県を襲った集中豪雨により325件の土砂災害が発生。土砂災害の恐れがある箇所まで宅地開発が拡大していたため、被害が拡大。
(死者24名、負傷者14名、全壊家屋64棟、半壊家屋74棟)

危険な地域に家が建つことを事前に防止する法的措置を集中的に検討

平成12年3月14日 閣議決定 平成12年5月 8日 公布
平成13年4月 1日 施行



写真: 安川左支川(広島市安佐南区)

目的

国民の生命及び身体の保護

第1条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(参考) 土砂災害防止法の変遷について

契機となった災害		内 容	
平成11年	広島豪雨災害	平成13年	土砂災害防止法施行 (H13.7.1施行)
平成16年	新潟・福島・福井における豪雨災害	平成17年	土砂災害防止法の一部改正 (H17.7.1施行) (災害時要援護者が利用する施設への情報伝達や土砂災害ハザードマップの配布が義務化)
平成16年 平成20年	新潟県中越地震 岩手・宮城内陸地震	平成23年	土砂災害防止法の一部改正 (H23.5.1施行) (大規模な土砂災害が急迫している場合、緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の市町村への提供を規定)

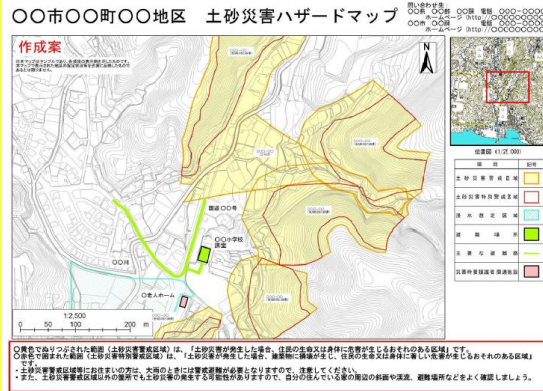
区域指定による効果

土砂災害警戒区域では、

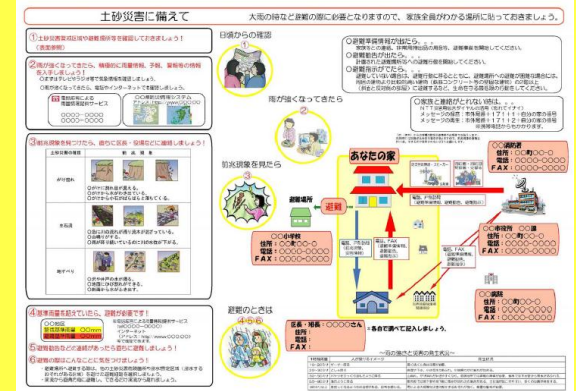
- 土砂災害の恐れのある土地を公示。
- 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載。
- 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布。



警戒避難体制の整備

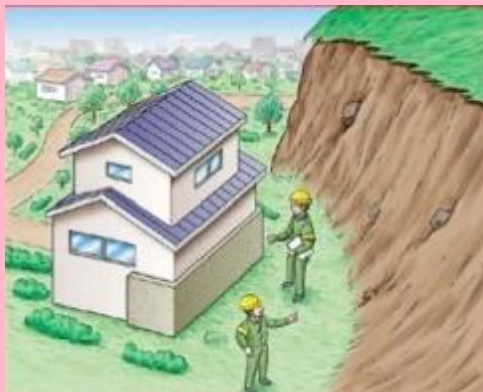


土砂災害ハザードマップの作成

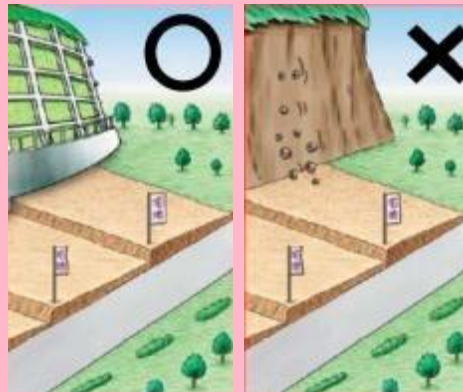


土砂災害特別警戒区域では、

- 建築物の構造規制。（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保）
- 住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可。
- 著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告。



建築物の構造規制



一定の開発行為の規制



移転等勧告

大阪府における区域指定までの手続きの流れ

机上調査

砂防基盤図(縮尺1/2500)の数値情報より、基礎調査実施箇所の抽出

基礎調査実施の周知

自治会への説明、対象範囲への回覧、府ホームページや市町村広報誌等により、現地立入等を周知

※法第5条に基づく

現地調査

ポール・メジャーを用いた測量(警戒区域、特別警戒区域同時調査)

警戒区域等の設定

現地調査結果により、調書作成

市町村への意見照会

市町村から意見徴収

基礎調査結果を住民に縦覧
(府土木事務所及び市町村役場にて)

※法第4条に基づく

庁内連絡調整会議幹事会

土砂災害警戒区域等の指定及び管理を円滑に進めるため、庁内の危機管理部局、建築部局、農林部局、都市計画部局との調整

庁内連絡調整会議指定審査部会

警戒区域等の指定・告示

市町村への
図書を送付

印刷物配布等による周知

市町村役場にて公示図書の縦覧

警戒区域、特別警戒区域同時指定

※法第7条に基づく

※法第8条に基づく

大阪府公報による公示

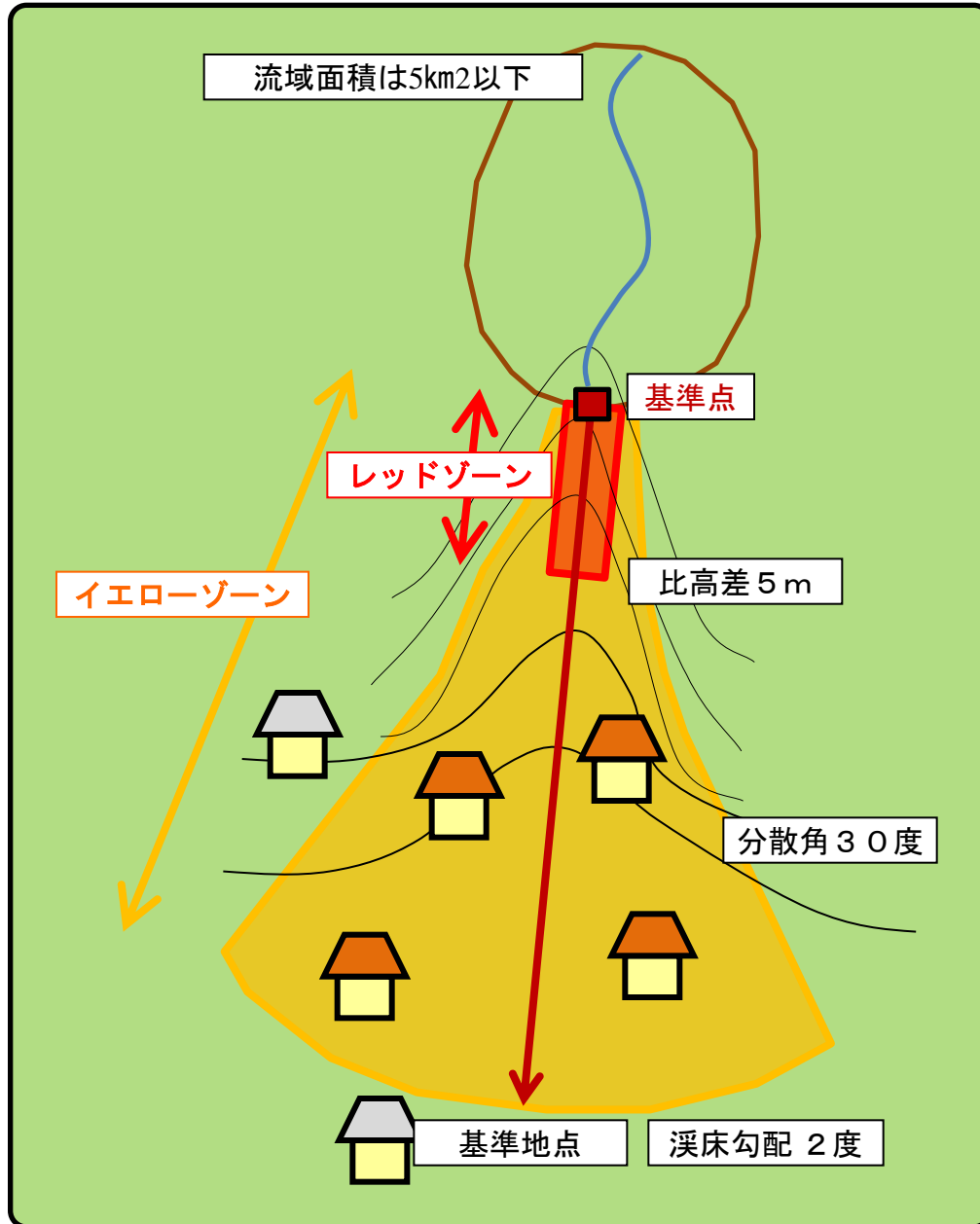
※法第6条に基づく

本庁及び土木事務所にて公示図書の縦覧
大阪府ホームページで箇所毎に公示図書を掲載

土砂災害防止法に基づく国・府・市町村の役割

国	大阪府	市町村
<ul style="list-style-type: none">○基本指針の作成(第3条)○都道府県に対し、基礎調査結果の報告を求めることができる(第4条)○重大な土砂災害の急迫している状況において、緊急調査の実施(第27条)○緊急調査結果に基づく土砂災害緊急情報を市町村長へ通知(第29条)○基礎調査に要する費用の一部補助(第30条)○勧告に基づく建築物の移転のための資金確保、融通、あっせん(第31条)○緊急時における都道府県への指示(第32条)	<ul style="list-style-type: none">○基礎調査の実施(第4条)○市町村への基礎調査結果の通知(第4条)○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(第6条、第8条)○区域指定前に市町村長からの意見徴収(第6条、第8条)○指定の区域及び自然現象の種類等を公示(第6条、第8条)○公示図書を市町村へ送付(第6条、第8条)○特別警戒区域内における特定開発行為の許可(第9条)○特別警戒区域内における既着手特定開発行為に対する助言、勧告(第13条)○特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に対しての移転等の勧告(第25条)○移転等の勧告を受けた者への必要な措置(第25条)○重大な土砂災害の急迫している状況において、緊急調査の実施(法第26条)○緊急調査結果に基づく土砂災害緊急情報を市町村長へ通知(第29条)○勧告に基づく建築物の移転のための資金確保、融通、あっせん(第31条)	<ul style="list-style-type: none">○市町村地域防災計画に、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を記載(第7条)○災害時要援護者施設に対して、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める(第7条)○警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布(第7条)○特別警戒区域の公示図書の縦覧(第8条)

区域指定基準（土石流）



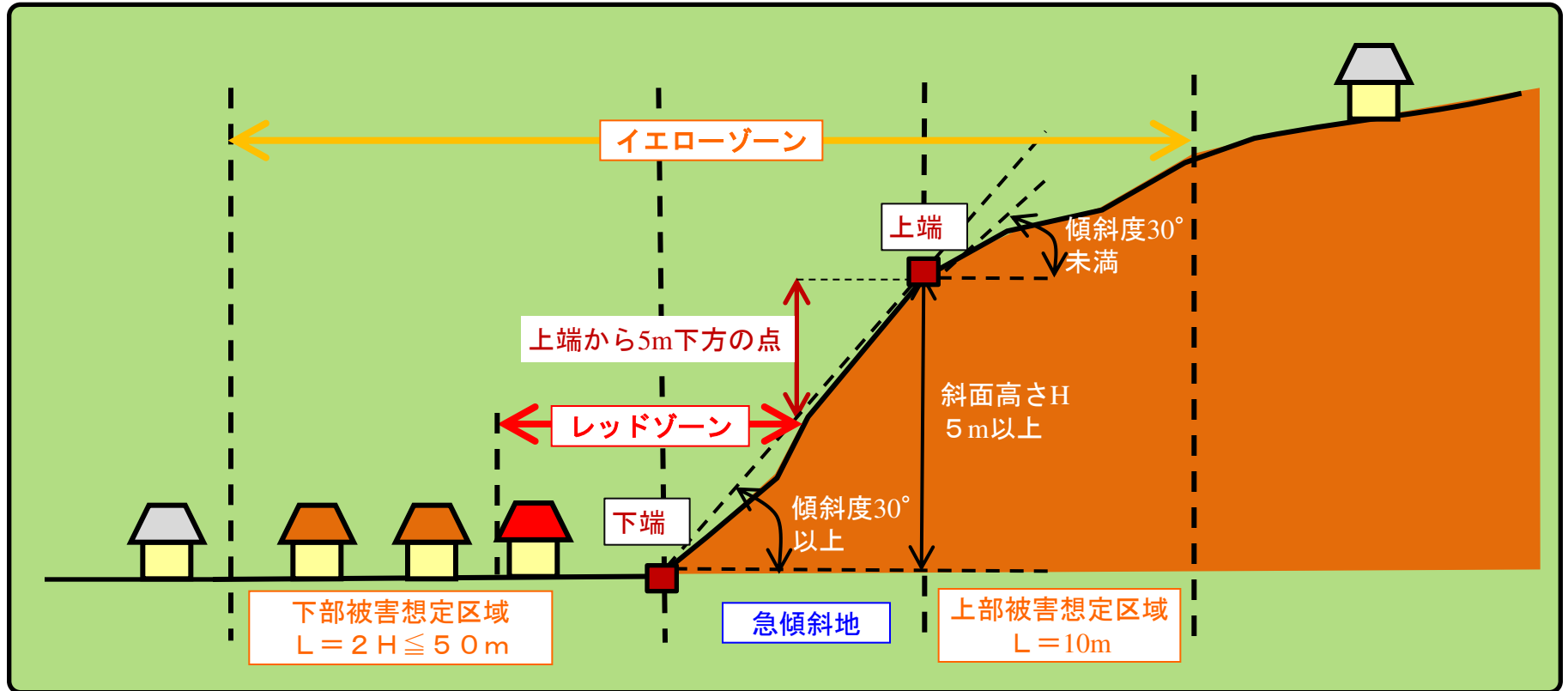
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

1. 基準点及び流下方向の設定
2. 危害のおそれのある土地の設定
(広がり距離は横断側線上で比高差5m
地点と分散角30度で決定する。)
3. 渓床勾配2度となる地点の決定
(基準地点から上流200mの平均勾配)
4. 明らかに土石流が到達しないと
認められる区域の設定

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

1. 建築物に作用すると想定される力の設定 F_d
2. 土石流に対する建築物の耐力の設定 P
3. 著しい危害のおそれのある土地の設定
(土石流の流下幅内において $F_d > P$)

区域指定基準（急傾斜地の崩壊）



土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

1. 急傾斜地の上端と下端の設定
2. 急傾斜地の高さと同傾斜度の決定
3. 危害のおそれのある土地の設定
(上端から10m・下端から2H以内、
比高差5m地点)

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

1. 建築物に作用すると想定される力の設定 F
 2. 土石等に対する建築物の耐力の設定 P
 3. 著しい危害のおそれのある土地の設定
(土石等の崩壊幅内において $F > P$)
- ※ただしレッドゾーンの上端は急傾斜地の上端から5m下方の点

全国及び大阪府での区域指定状況

全国では231,001箇所の土砂災害警戒区域が指定済。（内、土砂災害特別警戒区域は109,870箇所）

大阪府では1,675箇所の土砂災害警戒区域が指定済。（内、土砂災害特別警戒区域は832箇所） (H23.10.31現在)

●土砂災害防止法に基づく区域指定状況（平成23年10月31日現在）

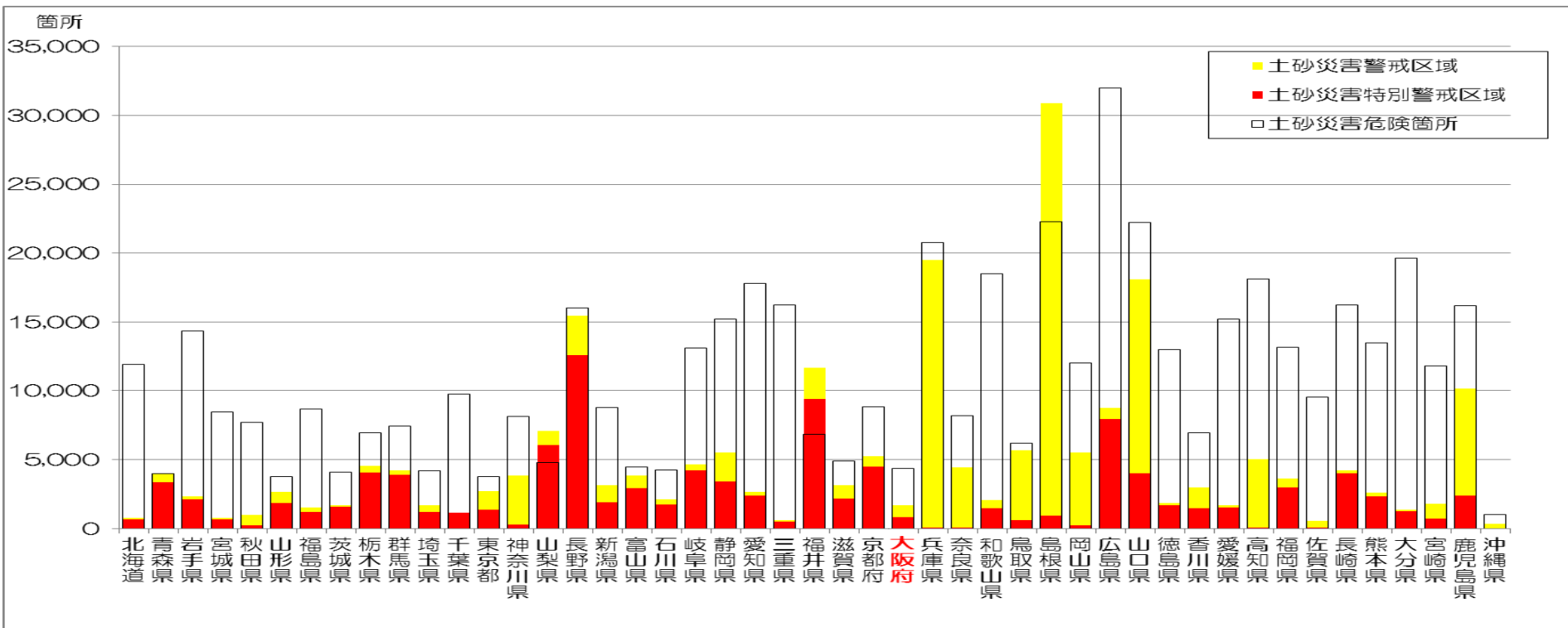
	土石流	地すべり	急傾斜	計
土砂災害警戒区域	(84,528)	(2,509)	(143,964)	(231,001)
	2	0	1,673	1,675
土砂災害特別警戒区域	(36,105)	(1)	(73,764)	(109,870)
	1	0	831	832
【参考】 土砂災害危険箇所	(183,863)	(11,288)	(330,156)	(525,307)
	1,859	145	2,357	4,361

区域指定率（指定箇所数／危険箇所数）

全 国：231,001／525,307=44.0%
大阪府：1,675／4,361=38.4%

上段 ○ 書き：全国
下段 裸 書き：大阪府

●都道府県別の区域指定状況（平成23年10月31日現在）



大阪府での区域指定推移

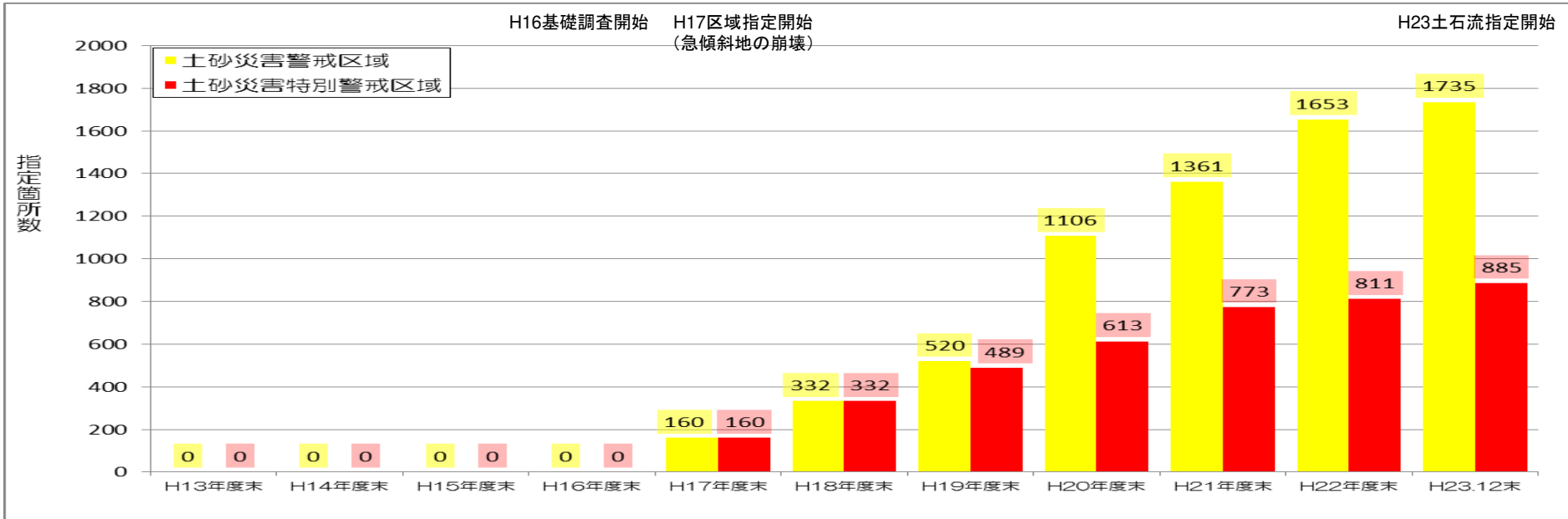
大阪府では平成17年度より土砂災害警戒区域等の指定開始。

土砂災害警戒区域は、土砂災害危険箇所4,361箇所に対し、1,735箇所（内土石流37箇所）を指定。

（机上調査により、上記土砂災害危険箇所以外に新規箇所約4,000箇所抽出。）

その内、土砂災害特別警戒区域は885箇所（内土石流29箇所）を指定。

●大阪府内の土砂災害警戒区域等の指定状況の推移（～平成23年12月末）



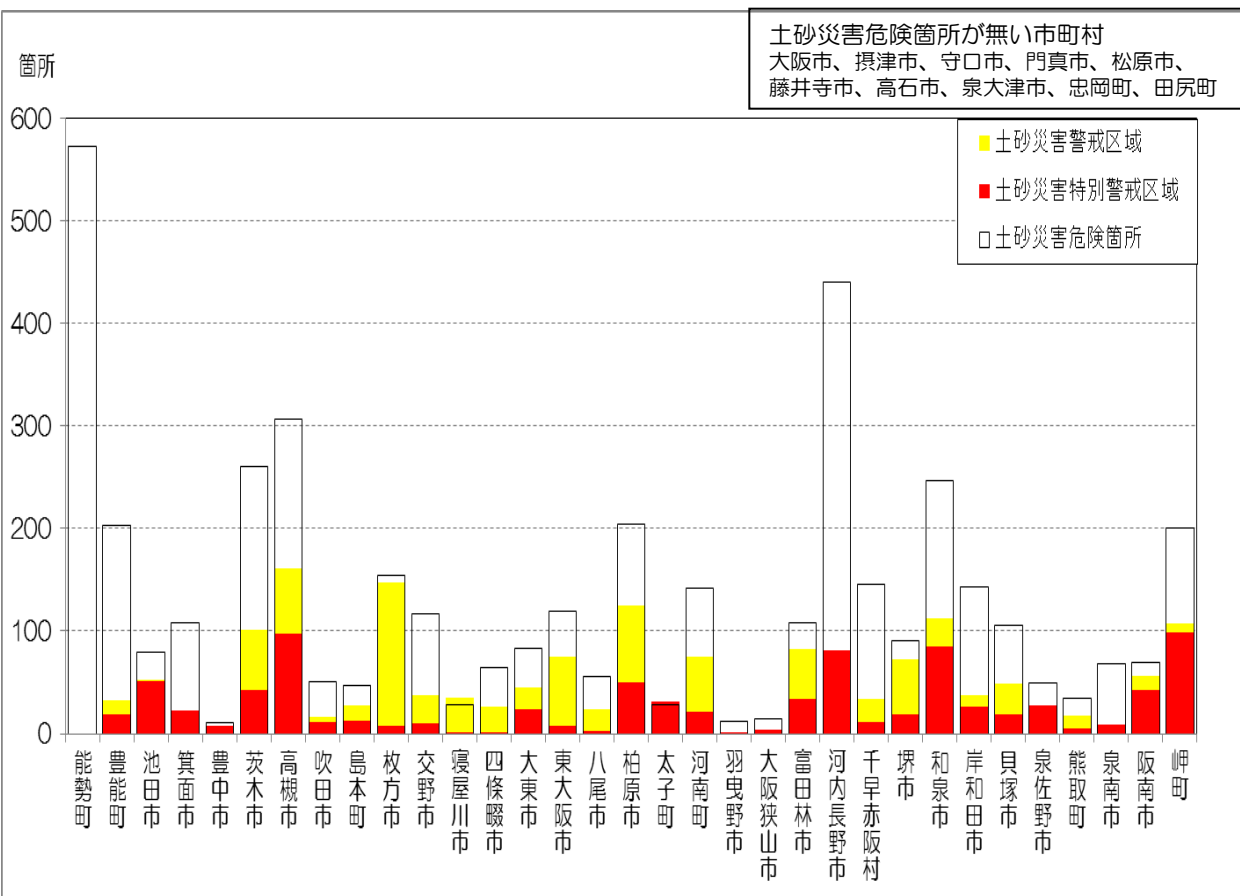
●大阪府内のこれまでの基礎調査及び区域指定方針

	大阪府での優先順位・調査方針		考え方
	急傾斜地	土石流	
H16年度	人家なし：YR同時調査・YR同時指定		新期開発抑制を主眼
H18年度	人家なし：YR同時調査・YR同時指定 人家あり：Y先行 まとまった地区（面的）で調査・指定		人家なし 開発抑制 人家あり 警戒避難体制
H20年度	人家なし：YR同時調査・YR同時指定 人家あり：YR同時調査・YR同時指定 まとまった地区（面的）で調査・指定	人家なし：YR同時調査・YR同時指定 人家あり：YR同時調査・YR同時指定 まとまった地区（面的）で調査・指定	YR同時調査、同時指定

大阪府での区域指定状況

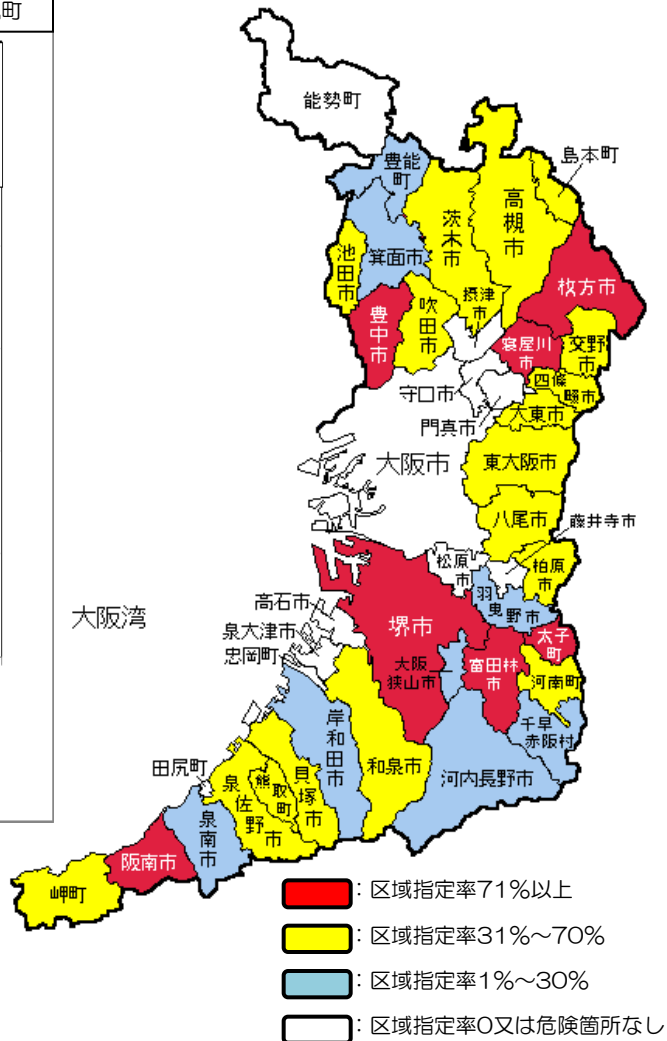
大阪府の土砂災害警戒区域指定率（指定箇所数／危険箇所数）は39.8%。（全国での指定率 44.0%）
能勢町では、土砂災害警戒区域等は未指定

●大阪府内市町村別の区域指定状況（平成23年12月31日現在）



●大阪府内市町村別の区域指定率※分布図（平成23年12月31日現在）

※区域指定率＝指定箇所数／危険箇所数



- 基礎調査着手時期の違いにより、市町村によって警戒区域のみ指定が顕著なところがある。
- 市町村によって、区域指定の進捗状況にバラツキがある。

基礎調査実施及び区域指定状況

●土砂災害防止法に基づく基礎調査実施及び区域指定状況（平成23年8月31日現在）

	調査箇所数 (A)	指定箇所数 (B)	未指定箇所数	指定率 (B/A)
全国	298,126箇所	227,804箇所	70,322箇所	76.4%
大阪府	2,827箇所	1,653箇所	1,174箇所	58.5%

基礎調査が完了しているにも関わらず、指定がされていない箇所が多い。



指定の遅れによる立地抑制や警戒避難体制の整備等の遅れが指摘されている

●未指定箇所の要因（大阪府）

未指定要因	箇所数
指定作業中	974 (83%)
指定対象外	180 (15%)
指定反対	20 (2%)

H22年度基礎調査まで

指定作業中

- ・指定手続きに時間を要する。
- ・住民等の説明に時間を要する。
- ・一定の地区単位で指定を行うよう要望がある。

指定反対理由

- ・土地の価格の低下を懸念(住民)
- ・建築物への構造規制に不満(住民)
- ・指定されてもハード対策を実施しないことに不満(住民)
- ・住民の反対により、指定後の警戒避難体制の整備等が困難(市町村)

土砂災害特別警戒区域への支援制度

●既存の移転補助、融資制度

住宅・建築物安全ストック形成事業

【がけ地近接等危険住宅移転事業】

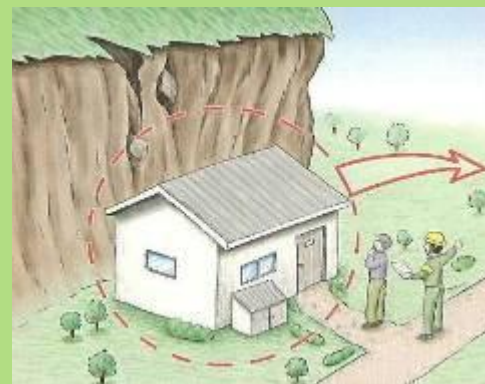
土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅等の移転、代替家屋の建設を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対する補助事業

- ・危険住宅の除去等に要する費用
- ・危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費（利子補給分）

■補助対象限度額

	除却費	建物	土地	計
一般地域	780	3,100	960	4,840

千円/戸



- ・除去費用
- ・新たな住宅建設経費

全国では、7県で26区域（30戸）で移転実績があり、全てにおいて『がけ地近接等危険住宅移転事業』が活用されている。

独立行政法人住宅金融支援機構融資（融資）

土砂災害特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要の資金を貸し付ける。

- ・移転資金又は建設資金
- ・土地取得資金



●住宅補強への補助事例

土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

【島根県の事例】

○交付金制度は、課題が多いため県単独（砂防予算）で市町村へ補助（事業主体は、市町村）

【内容】特別警戒区域内に既に立地する個人住宅で、移転適地が無いもの
 上限額は37万円（利子補給分）（平成22年度から運用開始）

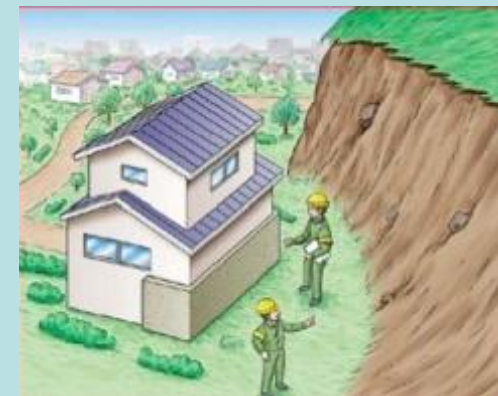


(3,350千円)

住宅補強費用（P）＝設計費＋工事費

(740千円)

補助対象経費（利子相当額＝P×23%）



区域指定に伴う措置

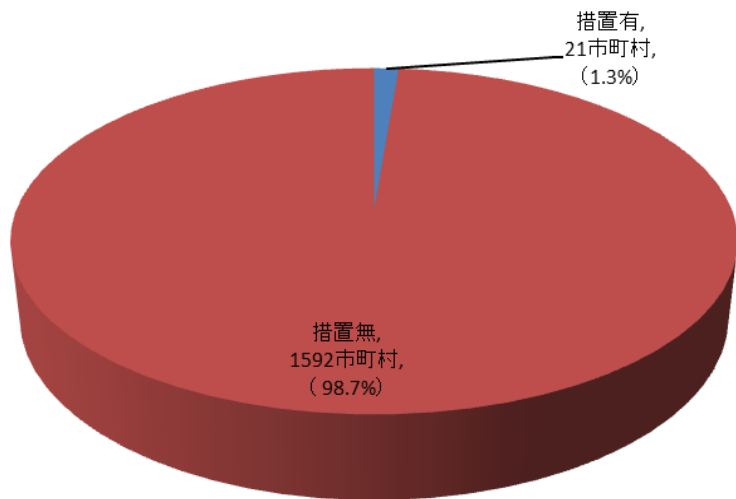
土砂災害警戒区域等の指定に伴い、減価補正を実施している市町村は全国で21市町村存在（H21時点）
大阪府内では、河内長野市で警戒区域、特別警戒区域に対し、減価補正を実施
全国事例（21市町村）からは、特別警戒区域のみに実施している市町村が過半数を占める

固定資産評価の補正（減税） 河内長野市

災害発生の危険性や法律上の建築制限等を考慮し、宅地・雑種地・市街化区域農地・介在農地・介在山林に対して、右表の補正率を適用。

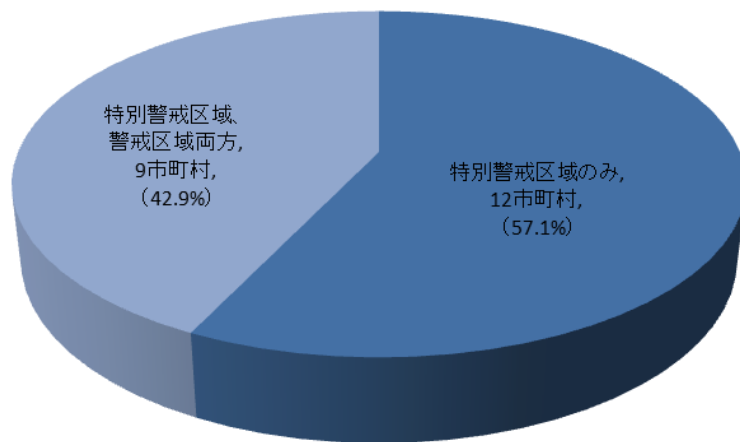
区 分	補正率
土砂災害警戒区域	0.90
土砂災害特別警戒区域	0.80

●区域指定に伴う固定資産税の減価補正実施状況（H21時点）

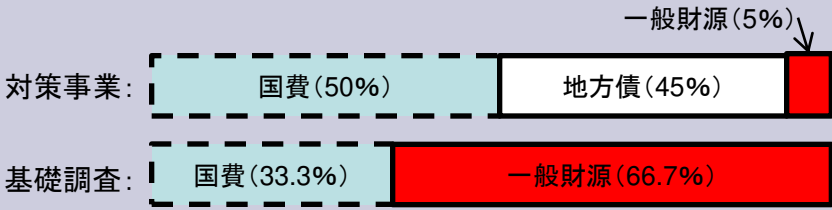


※ 母数は土砂災害危険箇所を有する1,613市町村(平成22年3月31日時点)

●固定資産税の減価補正対象区域状況



今後の警戒区域等指定方針（案）

項目	課題	取組方針（案）
区域指定期間	<ul style="list-style-type: none"> ●現状予算（平成22年度ベース）では指定完了が平成39年度と長期間要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード対策を抑制することにより、調査費用を捻出し、平成32年度に指定完了（ハード予算約12億円/年から約2億円/年の捻出） ●特に、<u>災害時要援護者施設を有する箇所、洪水リスク開示箇所</u>においては、平成25年度までに指定を完了 ●更なる早期指定に向け、府財政部局と協議するとともに、<u>地方債の充当</u>について国と協議（参考：予算の構成）  <p>The chart shows the following funding breakdown:</p> <ul style="list-style-type: none"> Countermeasures (対策事業): 50% National Government (国費), 45% Local Bonds (地方債), 5% General Revenue (一般財源) Basic Investigation (基礎調査): 33.3% National Government (国費), 66.7% General Revenue (一般財源)
地元関連	<ul style="list-style-type: none"> ●区域指定による財産価値の下落や行為規制等の理由により、地元から反対意見 ●区域指定によりハード対策要望及び対策済箇所と未対策箇所の不公平感 	<ul style="list-style-type: none"> ●法の主旨を十分に説明し、新たな開発の抑制や警戒避難体制の整備に向け、<u>断固たる姿勢</u>で指定を実施 ●<u>インセンティブのある家屋移転制度及び住宅補強制度の検討と構築</u>
警戒避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ●過去には「急傾斜地の崩壊」「警戒区域」の先行調査を実施しており、地区の警戒避難体制の整備に不具合 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区毎の警戒避難体制の整備に資するため、<u>まとまった地区において、土石流・急傾斜地の崩壊の両現象を、警戒区域・特別警戒区域を指定</u>（地すべりについては、今年度中に調査マニュアルを作成予定）